

## 岐阜県シニアソフトボール連盟 規約

### 第1条 名称

本会は岐阜県シニアソフトボール連盟(以下連盟という)と称し、その事務所は事務局長宅に置く。

### 第2条 後援

岐阜新聞、岐阜放送、ダイワマルエスゴム㈱の後援を受ける。

### 第3条 目的

高齢化に向かう社会にあつて、何時までも若々しく、より豊かな人生を送るため、ソフトボールを通じて、相互の親睦と交流を進め、さらに健康維持、増進に努め、生涯活動の活性化を図ることを目的とする。

### 第4条 事業

年間を通じ各地区持ち回りでリーグ戦を開催し、納会時に表彰する。

### 第5条 組織

連盟に登録したチームで組織する。

### 第6条 会員

岐阜県内に在住するか、県内に存在する職場に勤務する年齢59才(当該年度末現在の満年齢)以上の男子で、登録チームの会員とする。

### 第7条 役員

連盟は次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名
理事長	1名	副理事長	若干名
		専務理事	1名
		常任理事(チーム代表)	
		理事(チーム監督)	
連盟強化本部長	1名	副本部長	数名
事務局長	1名	副事務局長	1名
財務長	1名	副財務長	1名
審判長	1名	副審判長	数名
監査役	2名		

上記役員以外に、名誉会長、相談役をおく事が出来、その委嘱は会長とする。

### 第8条 本部役員の選出

会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、連盟強化本部長、同副本部長、事務局長、副事務局長、財務長、副財務長、審判長、副審判

長、監査役は理事会にて推挙し、本部役員として委嘱する。

#### 第9条 本部役員の任務

- (1) 会長は連盟を代表し、全般を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐する。
- (3) 理事長は理事会を代表して事業の総括をする。
- (4) 副理事長は理事長を補佐する。
- (5) 専務理事は理事長のもとで、理事業務全般を運営する。
- (6) 連盟強化本部長は組織の拡大、会員の増強を行う。
- (7) 事務局長は、会長、理事長の指示を受け、連盟の事業、事務の全般を指揮する。
- (8) 財務長は、連盟の財務業務を行い、必要に応じ理事会に報告する。
- (9) 理事は本部役員を兼ねる事ができる。
- (8) 本部役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

#### 第10条 会議

- (1) 連盟は年1回、総会を開催する。又、必要に応じて臨時総会を開催する。
- (2) 理事会は会長が招集して、理事長が議長となり会議を行う。
- (3) 役員会は本部役員の2分の1以上の出席（委任状も含む）により開催し、過半数の同意を得て決定する。
- (4) 監査役は年度末に会計監査を行い、総会時にその報告を行う。

#### 第11条 会計

連盟の経費は、次に掲げるものを以ってこれに当てる。

- (1) 年会費（チーム登録費）、その他の収入。
- (2) 年会費はチーム登録費として1チーム¥25,000とする。
- (3) 使途は通信連絡費、会場使用料、諸経費等、連盟運に当てる。

#### 第12条 登録

連盟所定の登録用紙に住所（町名番地まで）、氏名等を正確に記入して事務局に提出する。（締切は新年総会時まで）

登録チームの適格性については、理事会で決定する。

#### 第13条 試合規則

- (1) 連盟登録チームは年間を通してリーグ戦に優先的に参加する。  
本連盟のリーグ戦以外のリーグ戦に出場することは原則として認めない。万一、出場を希望するときは、役員会の承認を得ること。
- (2) グランドの確保。各チームは年間、最低1回はグランドを確保する様に努力すること。
- (3) 各チームは試合内容充実向上のため正式審判員の帯同に努力する

こと。

(4) 細 則

(イ) 試合当日は原則として8時までに現地集合、8時15分監督会議とし、遅くとも9時以前に試合が開始出来るよう各チームは協力すること。

但し、10月1日以降の開催日については9時までに現地集合とし、以降上記時刻をそれぞれ1時間づつ順延する。

(ロ) 試合は70分。(時間優先)7回戦とし、5回以降7点差以上はコールドゲーム適用。延長戦はなし。引き分けは有り。

(大差で5分を切っていた場合は終了する)

新しいイニングに入ったら、時間で切らないこと。

尚、当日の天候、その他の事由により、監督会議の議決を経て、試合時間を短縮する場合がある。

(ハ) 主審は時間を教える義務はない。

(ニ) 競技規則は、本細則の外、当該年度のオフィシャルルールによる。

(ホ) 試合開催地協力チームに協力費として下記に従い支給する。

1面～¥3,000

2面～¥6,000

3面～¥9,000

4面～¥12,000

石灰代等はこの中に含まれるものとする。

実費が上記金額を超過した場合は、実費を支給する。

(ヘ) ベース、ラインカーは開催地の責任で準備する。

不足の場合は近隣チームに要請する。

(ト) 使用球は本連盟では、ダイワマルエスボールを使用する。

(チ) 本連盟の主催する試合に関して発生する総ての傷害について、本連盟は一切責任を負はない。

各チームはスポーツ保険等に加入すると共に、健康保険証等を持参すること。

(リ) 試合開催地に迷惑をかけないよう規約を遵守すること。

特に不法駐車はしないこと。

(ヌ) 開催地の天候が不明確な場合は、開催地の担当チームに確認をとり、勝手な判断をしないこと。

大会開催地のチームは問い合わせに応じること。

大会開催地の担当者から、参加チームへの連絡はしない。

問い合わせ時間は6：00以降とする。

各チームの連絡先は別紙に定める。

試合開催の可否は、開催地の担当チームと事務局合意の上決定する。

(ル) チームの出席人員不足による試合不参加を救済するため、以下の条件で他チーム選手の応援補充を認める。

(a) 補充選手は2名までとする。

(b) 補充選手をバッテリーに起用してはならない。

(c) 先発は在籍選手を優先起用し、在籍選手全員が1回以上打席に入ること。

(d) 2名を超える在籍選手をベンチに残して補充選手を優先起用してはならない。

(e) 補充選手は何れかのチームで当連盟に選手登録されていること。

#### 第14条 棄権、不正

(1) 試合会場では、総てに対しスポーツマンシップにのっとり行動をすること。

これに反したと見なされたときは、参加役員の判断により速やかに、何らかの処置をとり、後日、理事会にて協議する。

(2) 未登録選手、年齢偽り、替え玉等不正選手は認めない。

もし発覚した場合、チームはコールド負けとし、以降の試合参加(チームの)を調整する。

(3) 当日の棄権は認めない。

当日棄権をすると相手チームに不快な迷惑をかけるので充分注意すること。

もし万が一、棄権したときはコールド負けとする。

(4) チームの役員は、試合日程をよく確認し、事務局へ、参加、不参加を、10日前に連絡すること。

(5) 来た時よりも美しく。試合終了後は整備清掃を確実に行う事。

#### 第15条 ハイシニア・リーグ及び、古希リーグ戦

(1) シニア登録チームの有資格選手でチームを編成する。

年齢制限は、ハイシニア65歳、古希70歳(いずれも当該年度末現在の満年齢)以上とする。

(2) シニア登録書に有資格者として記載すれば、新たに登録する必

要はない。但し、複数のチームの連合として編成する場合は、所定の用紙で別に登録すること。

この場合の登録料は不要とする。

- (3) 運営は当連盟の規約に準じて行う。
- (4) 試合日は平日に行う場合がある。
- (5) 表彰は、その年度の参加チーム数、試合実施状況等を勘案して、役員会で定める。

#### 第16条 表彰規定

##### (1) 団体表彰

(イ) 年間リーグ戦の合計勝点で順位を定める。

同一勝ち点の場合は、得失点差の合計により順位を決める。

(ロ) 勝点の採点方法は次の通りとする。

勝ち～+2点、引き分け～+1点、負け～0点。

(ハ) 表彰対象及び内容は次の通りとする。

シニアの部

優勝：優勝旗、賞状、副賞

準優勝：賞状、副賞

三位：賞状、副賞

敢闘賞：賞状、副賞（この賞は随意とする）

ハイシニアの部

優勝：優勝旗、賞状、副賞

古稀の部

優勝：賞状、副賞

##### (2) 個人表彰

団体表彰チームから推薦された所属の選手、各1名を次の通り表彰する。

シニアの部

最高殊勲選手：賞状、副賞（優勝チーム）

最優秀選手：賞状、副賞（準優勝チーム）

優秀選手：賞状、副賞（三位チーム）

ハイシニアの部

最優秀選手：賞状、副賞（優勝チーム）

古稀の部

最優秀選手：賞状、副賞（優勝チーム）

#### 第17条 慶弔

本連盟に登録されている役員、選手に慶弔があった場合は、下記の

とおりとする。

本連盟への貢献度を考慮して、役員会が適宜対応する。

第18条 年 度

年度はその年の1月1日～12月31日とする。

第19条 附 則

本規約は、逐次、状況の変化により改正する。

本規約は、平成16年2月8日より施行する。

本規約は、平成18年8月12日より施行する。

本規約は、平成19年8月8日より施行する。

本規約は、平成20年2月17日より施行する。

本規約は、平成21年2月16日より施行する。

本規約は、平成22年1月1日より施行する。

本規約は、平成23年1月1日より施行する。

本規約は、平成24年1月1日より施行する。

本規約は、平成25年1月1日より施行する。

本規約は、平成26年1月1日より施行する。

以下余白